

議員提出議案第28号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年3月22日

芦屋市議会議長 松木義昭様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ久美子
	公明党	帰山和也
	あしやしみんのこえ	たかおか知子
	日本維新の会	大原裕貴
	会派に属さない議員	山口みさえ
	〃	大塚のぶお
	〃	寺前尊文
	〃	中島健一
	〃	青山暁

提案理由

条例の規定中、引用している決議の制定年に係る規定の整理が必要であるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会基本条例の一部を改正する条例

芦屋市議会基本条例（平成26年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議員の政治倫理）</p> <p>第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（<u>令和3年芦屋市議会決議</u>）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。</p>	<p>（議員の政治倫理）</p> <p>第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（<u>平成元年芦屋市議会決議</u>）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。